

第二二回

参第一五号

狩猟法の一部を改正する法律（案）

狩猟法（大正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条本文を次のように改める。

狩猟鳥獣八都道府県知事ノ狩猟免許ヲ受クルニ非ザレバ農林大臣ノ定ムル銃器、網、罟其ノ他ノ獵具ヲ使用シテ之ヲ捕獲スルコトヲ得ズ

第四条中「又八狩猟登録」、「又八第二項」及び「又八登録」を削る。

第五条第二項中「(空気銃ヲ除ク)」を削り、同条第四項中「及狩猟登録票」を削り、同条第三項を削る。

第六条中「及狩猟登録」を削る。

第七条第三項中「又八狩猟登録」及び「又八登録」を削り、同条第二項を削る。

第八条中「又八狩猟登録」を削る。

第十九条中「若八狩猟登録」及び「、狩猟登録票」を削る。

第二十条ノ三中「若八狩猟登録」を削る。

第二十一条第一項第三号中「、狩猟登録」を削る。

第二十二条第一号中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条第三号及び第四号中「、狩猟登録票」を削る。

第二十四条中「、狩猟登録」を削る。

附 則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める。
- 2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

理 由

鳥獣の濫獲を防止するため、空気銃による鳥獣の捕獲について狩猟登録の制度を廃し、これを狩猟免許の対象にし得ることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。